Ⅷ　賃貸等不動産の時価等

当法人は、廃止した宿舎等現状将来の使用が見込まれていない不動産を保有しております。

これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

		貸借対照表計上額			当期末の時価
		前期末残高	当期増減額	当期末残高	
将来の使用が見込まれていない不動産	土地	7,513,212,000円	0円	7,513,212,000円	13,219,070,250円
	建物	487円	0円	487円	487円

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

なお、建物に構築物を含めております。

（注２）　将来の使用が見込まれていない不動産の当期末の時価については、土地は不動産鑑定評価額又は路線価による相続税評価額、建物は備忘価額としております。

また、賃貸等不動産に関する令和７事業年度における収益及び費用等の状況は、次のとおりであります。

		収益	費用	差額	その他（売却損益等）
将来の使用が見込まれていない不動産	土地	0円	4,612,001円	△ 4,612,001円	0円
	建物	0円	3,520,357円	△ 3,520,357円	0円

（注）　費用には、委託費等を計上しております。

Ⅸ　収益認識に関する注記事項

１　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、銀行券等事業及び官報等事業であり、各事業の主な製品は、日本銀行券、官報であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、70,916百万円及び11,786百万円であります。

２　収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ　重要な会計方針」の「５　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人は、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る注記を省略しております。また、顧客との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

Ⅹ　重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している債務負担行為額が５億円以上であるものは、次のとおりであります。

件名		契約年月日	債務負担額
1	王子工場事業棟新築ほか工事（建築）	（令和４年９月27日） （令和５年３月28日） （令和６年３月６日） 令和７年２月28日	5,977,087,418円
2	旅券用ＩＣシート（16面）Ｂ	令和７年８月27日	3,674,880,000円
3	新配信システムの設計開発及び保守運用支援作業	令和８年２月17日	3,627,090,500円
4	王子工場事業棟新築ほか工事（電気設備）	（令和４年10月11日） 令和７年２月26日	3,410,787,162円
5	旅券用ＩＣシート（16面）Ａ	令和７年８月26日	3,104,640,000円
6	銀行券印刷機	令和７年５月27日	2,813,800,000円
7	パッチ型ＯＶＤフォイル	（令和７年７月１日） 令和８年３月17日	1,791,443,500円
8	銀行券検査仕上機外１件	令和７年３月24日	1,740,310,000円
9	王子工場事業棟新築ほか工事（機械設備）	（令和５年３月29日） 令和７年３月６日	1,516,903,060円
10	ストライプ型ＯＶＤフォイル	令和７年６月27日	1,384,152,000円
11	製紙原材料Ａ・Ｂ	令和７年８月８日	1,327,634,550円
12	官報公文システムの機能拡充等及び維持管理作業	令和８年２月18日	1,152,800,000円
13	大型作成機	令和８年２月２日	1,149,500,000円
14	新業務システム（二次開発）構築作業	令和７年９月16日	1,061,500,000円
15	生産管理システムの更新作業外１件	令和７年９月19日	910,250,000円
16	銀行券自動封包機	令和７年７月３日	833,800,000円
17	冊子丁合用材料	令和６年５月１日	804,038,400円
18	銀行券凸版印刷機	令和６年６月６日	773,300,000円
19	品質管理システム機能強化開発等請負作業	令和７年６月25日	759,440,000円
20	共通情報基盤に係る機器等の購入及び保守	令和６年８月23日	638,000,000円
21	アバカパルプ（亜硫酸ソーダ蒸煮）(5)	令和８年１月14日	503,800,000円

（注）　契約変更を行った場合、（　）には当初契約年月日を表示しております。

Ⅺ　重要な後発事象

該当事項はありません。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和８年７月30日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館